

活動マニュアル編

．各建築士会の災害対応行動フロー

都道府県（市区町村）の要請に協力する事項

各建築士会が対応する事項

- | | |
|---|---|
| <p>1</p> <ol style="list-style-type: none">1) 応急危険度判定士、コーディネーターの養成、登録、名簿作成2) 情報伝達方法の策定3) 災害時に備えて、情報伝達及び緊急時の連絡網体制整備4) 判定訓練の実施及び連絡網の確認5) 判定技術の向上に関する講習、訓練6) 地域判定士が在籍する市区町村と連携体制整備7) 地域の被災時に備えた情報収集（基準建物、避難場所、危険建物等）8) 都道府県の被災建築物応急危険度判定協議会への参画（府県によっては名称が相違している場合がある） <p>2</p> <ol style="list-style-type: none">1) 震度5弱以上の地震発生時・震度等の情報収集2) 都道府県よりの要請待機、マスコミの情報収集3) 事務局が被災した場合は県、市区町村、隣接士会に情報伝達
事務局
所属都道府県よりの連絡待ち
建築士会幹部の体制確認
被災地判定士（地元判定士）
周辺被災状況の把握
基準建物の被災状況把握
家族等の安全確認
判定士としての出勤可能の確認
被災地外判定士（支援判定士）
地震情報収集
判定士としての出勤可能の確認（業務等との都合）
広域被災の場合は国土交通省の協力要請が建築士会連合会にされる | <ol style="list-style-type: none">1) 判定士の名簿整備2) 判定士の連絡網の整備3) 建築士会の判定士への情報提供4) 災害に強い建築・まちづくり5) 耐震診断等に関する技術講習会6) 建築士会独自の訓練
(都道府県の協力が得られない時)
都道府県によっては判定士名簿を公表しない場合がある。 |
| <p>3</p> <ol style="list-style-type: none">1) 判定実施宣言連絡受け取り2) 建築士会連合会へ判定実施の連絡3) 建築関係団体との連携体制確認
広域判定実施の場合は各ブロック会に情報伝達 | <p>被災状況によって行政判定士のみで判定活動の場合もある</p> |

- | | |
|---|--|
| <p>4 1) 各建築士会の連絡網による出勤連絡
てい 各支部長
地区代表者
リーダー</p> <p>2) 第1陣出勤可能判定士の把握</p> <p>3) 都道府県への出勤可能判定士の把握
連絡方法については各建築士会の体制による</p> | <p>府県が判定士の名簿を保管し
る場合
府県の協力が得られない場合
都道府県と建築関係団体は連絡網
体制について協議が必要
都道府県 判定士
建築士会 判定士</p> |
| <p>5 1) 参集日時</p> <p>2) 参集場所</p> <p>3) 判定に従事する期間</p> <p>4) 持参する資機材</p> <p>5) その他の必要事項</p> | <p>出勤判定士
職場への連絡(承諾)
家族への連絡(相談)</p> |
| <p>6 1) 判定士は都道府県、市区町村の実施本部に編入
支部長または地区代表は出勤判定士の名簿作成
提出</p> | <p>被災した地元の判定士は出勤
不可能となる。
又、建設関係の判定士も同様</p> |
| <p>7 1) 判定士は支援(応援)都道府県の支援本部に編入
判定士の名簿提出
内容によって事務局も支援する時がある</p> <p>2) 被災状況により、判定士、コーディネーターの
要請がある</p> | |
| <p>8 1) 実施本部(支援本部)は判定業務終了につき解散</p> <p>2) 建築士会事務局は建築士会連合会(ブロック会)
に業務終了を連絡</p> <p>3) 事務局は判定業務報告書をまとめて連合会へ提出
(判定日時、判定棟数、判定場所、判定者数等)</p> | |

判定業務終了後 都道府県(市区町村)からの要請に協力する事項

被災建築物の被災度区分判定実施
応急復旧の相談
応急修繕等の相談
その他窓口の開設

都道府県(市区町村)の指導によ
り建築士会と事務所協会との対応
する内容事項が決定されるので
注意する事
被災状況により判定しないで
直接要請される場合がある

各建築士会独自の被災地の復旧、復興に寄与する活動事項

震災復旧、復興に関する技術講習会
震災復旧、復興の為の総合住宅相談
行政向けの「新しいまちづくり」への提言